第五十七条第一項（取引の記録等）	次の各号に掲げる	
	一切の取引（	法第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係る所得（以下この節において「国内源泉所得」という。）に関連する次の各号に掲げる
	貸借対照表及び損益計算書	法第百六十四条第一項各号に定める国内源泉所得に係る貸借対照表及び損益計算書（国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う青色申告者にあつては、当該事業の全体に係る貸借対照表及び損益計算書とする。）
第五十八条第一項（取引に関する帳簿及び記載事項）	すべての取引	国内源泉所得に係る所得に影響を及ぼすすべての取引
第六十一条（貸借対照表及び損益計算書）	貸借対照表及び損益計算書	法第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係る貸借対照表及び損益計算書（国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う青色申告者にあつては、当該事業の全体に係る貸借対照表及び損益計算書とする。）
第六十三条第一項第一号（帳簿書類の整理保存）	資産	国内源泉所得に係る所得に関連する資産
第六十三条第一項第二号	貸借対照表及び損益計算書	法第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係る貸借対照表及び損益計算書（国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う青色申告者にあつては、当該貸借対照表及び損益計算書のほか、当該事業の全体に係る貸借対照表及び損益計算書とする。）
	書類	書類で国内源泉所得に係る所得に影響を及ぼす一切のもの
第六十三条第一項第三号	取引	国内源泉所得に係る所得に影響を及ぼす一切の取引
	ものはその写し	ものはその写し並びに第六十八条の三第一号（内部取引に関する書類）に掲げる書類又はその写し
第六十五条第一項第一号（青色申告書に添付すべき書類）	貸借対照表及び損益計算書	法第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係る貸借対照表及び損益計算書（国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う青色申告者にあつては、当該貸借対照表及び損益計算書のほか、当該事業の全体に係る貸借対照表及び損益計算書とする。）

第六十八条を次のように改める。

（非居住者の提出する確定申告書への添付書類）

第六十八条　法第百六十六条（申告、納付及び還付）において読み替えて準用する法第百二十条第三項第四号（確定所得申告）に規定する財務省令で定める明細書は、同号に規定する非居住者が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う場合に、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得とした金額及びその計算方法について記載した明細書とする。

第六十八条の次に次の二条を加える。

（恒久的施設帰属外部取引に関する書類）

第六十八条の二　法第百六十六条の二第一項（恒久的施設に係る取引に係る文書化）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第百六十六条の二第一項に規定する非居住者の恒久的施設に帰せられる取引（以下この条において「恒久的施設帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類

二　法第百六十六条の二第一項の非居住者の恒久的施設及び事業場等（法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が恒久的施設帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該恒久的施設帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類

三　法第百六十六条の二第一項の非居住者の恒久的施設及び事業場等が恒久的施設帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該恒久的施設帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四　法第百六十六条の二第一項の非居住者の恒久的施設及び事業場等が恒久的施設帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

（内部取引に関する書類）

第六十八条の三　法第百六十六条の二第二項（恒久的施設に係る取引に係る文書化）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第百六十六条の二第二項の非居住者の恒久的施設と事業場等との間の法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し

二　法第百六十六条の二第二項の非居住者の恒久的施設及び事業場等が内部取引において使用した資産の明細並びに当該内部取引に係る負債の明細を記載した書類

三　法第百六十六条の二第二項の非居住者の恒久的施設及び事業場等が内部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四　法第百六十六条の二第二項の非居住者の恒久的施設及び事業場等が内部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

五　その他内部取引に関連する事実（資産の移転、役務の提供その他内部取引に関連して生じた事実をいう。）が生じたことを証する書類

第六十九条第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、その国内にある住所又は居所及び個人番号）」を加え、同条第二号中「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める。

第七十条第一号中「当該居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、住所及び国内に居所があるときは当該居所並びに個人番号）」を加え、同条第二号中「第百六十一条第八号ハ（居住者として行つた勤務に基因する退職手当等）」を「第百六十一条第一項第十二号ハ（国内源泉所得）」に改める。

第七十二条の五の見出し及び同条第一項中「国内に」を削る。